

典を檢するに、其の機密としての外儀に必要な條件を悉皆具備せるを認めざるを得ず、故に此點に於ても、聖公會の神品制度は我等其の眞正なる性質を有する者と斷言するを得べし。

然らば、第二に、神品機密の内部的方面より之を觀察せば如何にやといふに、一面、神品制度に就ては、同教會は其の使徒等より連綿繼承せる使徒職の恩寵を有する者なりとの確信を保持せるに拘らず、他の一面には、神品機密の教義に於て、我等、正教會員をして此確信の基礎を疑はしむるものあり、即ち同教會のプロテスタント派と共有する二件機密説なり。勿論、同教會の二件機密説は、プロテスタント派のそれと異なり、折衷的にして、他の五機密をも全く排斥せず、即ち嚴格なる意義に於ける福音的ニ機密洗禮聖體に對して、廣義に於ける教會的五機密を認むる者なり。されど此五機密殊に神品機密を以て眞正の機密と爲すや否やに關しては、惜哉、同教會未だ其確信を發表せず、況して『福音的機密は

二なり』との信條は、我等、正教會員をして同教會の神品機密の效用を疑はしめ、隨て亦其神品制度に於て、眞實に聖使徒等より連綿繼承せる聖職の恩寵の存在するや否やの疑問を解決するを得ざらしむ。

加之、第三の問題なる同教會の教義全體を研究するに、勿論、其異點の殆んど全部は、神品機密の效用に影響するが如き性質の者に非ずと雖、亦我等、正教會員をして聖公會に於ける神品制度の資格を認めしめ、且之と聖體機密に於ける共與 (intercommunion) を有するを得しめんが爲には、聖公會たる者は其教義に存する一切の謬見を除去し、正教會との信仰の一致を表白し、以て之と協同親和せざるべからず、而して此信仰の一致は、單に聖公會の或る一部人士のみに非ずして、同教會全體の聲として、公然發表せられざるべからず。以上余が特に同教會の教義に於ける異點の殆んど全部は、神品機密の效用に影響するが如き性質のものに非ずと言ひし所以は、同教會の教義信條中、その神品制度を根底よ

り破壊するに足るものあるを以てなり。是れ他なし、以上既に述べし二件機密説なり。

是に依て考ふれば、畢竟我等正教會員をして、聖公會に於ける神品制度の眞正の資格を認めしむるに唯一の障碍と爲れる者は、同教會が其聖職按手式を以て、正教會の神品機密と同じく、福音の機密、即ち嚴格なる意義に於ける機密と認めざる一事是なり。

聖公會特有の教義として、スキート氏の示せし第二の問題は、機密の數に關する教義なり。同氏は聖公會の二件機密説を正教會の七件機密説と調和せしめんが爲に、同じく定理的及び歴史的の二方面より機密の教義を論せり。

此議論の定理的根據は二あり。

第一『新約の明文に徴し、ハリストスの制定し給ひたる者』と斷言し得べき者は、只、二の機密洗禮聖體なりとの論據は、他の五機密に關して、新

約の明示する所に依て見るに、畢竟是れ聖書の死せる文字に拘泥して、其内に活ける精神を認めざるを證するものと謂はざるべからず。

第二『總ての人の救に必要なる者』は必ずしも二機密のみに非ず、他の五機密と雖、余が各機密に就て示せし考量と、東西聖師父等の教説とに依て既に明に知るを得たる如く、是れ皆主ハリストスが我等各人の救の爲に制定し給ひし所に外ならず。

是に依て考れば、以上の定理的根據に基づきて、七件機密の間に輕重先後の差別を爲すは、合理的の事に非ず。若し假りに、七件機密を此の如く差別するの必要ありとせば、我等は寧ろ神品機密を以て其主位に置く。を至當と認むる者なり。何となれば、神品機密なくんば、洗禮機密も、聖體機密も、又他の如何なる機密も行はるゝを得ざればなり。

次に、スキート氏は歴史的見地より機密の教義を論じて、機密の數を七と定めしは十二世紀にして、ペトル・ロムバルドが其創作者なりと

いへり。而して聖イウスチン、聖イリネイ以下の聖師父教師等の説を引きて、機密の七件数の教會最初よりの定理に非ざるを論證せり。余の既に詳論せし如く、此論旨は畢竟プロテスタント派一般の定説に基づく者にして、是れ亦文字と精神形式と實體とを混同せる者と謂ふべし。此點に於て、プロテスタント派のロムバルド説は、羅馬加特力教會の秘密實行説と其揆を一にせり。前者は聖書にも、聖傳にも、固より内意的に存在せし七件機密の教義を、後世の教會に於て形造られし形式と混同せるを以て、此形式と共に、其内容をも、亦人に由るの教義として斥け、後者は後世の教會に起りし該教義の形式を以て、最初より教會に在りしものと説く。此の二の極端は、スキート氏の所説の如く、折衷し得べき者に非ず。何となれば、真正の機密は、同時に二にして、又七なる能はざればなり。是れ同氏が此兩極端を調和せんとして、結局また如上二教派の通弊に陥るを免かれざりし所以なり。

以上二教派の極端を避けて、正確に七件機密の定理史を解釋し得る者は、正教なり。由來、正教は、古代教會の傳説に絶對の忠實を固守すると同時に、定理史上の事實に對しては、科學的正確を失はざらんことを勉む。是を以て、一方に於て、使徒的信仰の純清を傷ふことなきと共に、他方に於ては、定理發達史上の産物を輕んぜず、即ち使徒的信仰の神的實體と、定理史上の人的形式とを嚴格に區別し、此の混淆せざる形實二面を融和して、完全なる七件機密の教義を組織するを得るなり。

正教の解釋によれば、七件機密の定理は、他の多くの定理と同じく、最初より一定の形式を有せし者に非ず、即ち最初單純なる信仰の内容に於て存在せしなり。然るに此の簡單なる定理は、後世に至り、種々なる歴史上の事情に促されて、精密の研究を經、次第にその豐富なる内容を發展せらると共に、益々此内容に適應する正確なる成文と、一定せる術語とを形造るを得しなり。此の如き成文と術語との未だ一定せざる間は、

機密の語は、一方、其原語ミステリオン（秘密的神事）の異教時代に慣用せられし意義の聯想に因て、狹義に使用せられて、單に二三機密にのみ附せられしに反し、他方には、世界に普く現はるゝ聖神の靈妙なる成聖的作用の一端として、機密を解釋せし場合に於ては、ミステリオンの語の意義は非常に廓大せられ、隨て機密の數も亦限りなく増加せしが如き觀を呈するに至りしなり。此傾向を助長せしめたる歴史上の原因と認むべき者は、形式を輕んじて、觀想に偏向せしプラトン哲學なり。プラトン哲學の旺盛時代去りて後、論理的形式を尙ひ、思想を分解して、之に外部的秩序を與へしアリストテール哲學研究の勃興したる十二世紀即ち煩瑣哲學時代に至りて、ミステリオン——サクラメンツムなる語は、始めて今日の如き一定の内容を意味する所の術語とは爲りぬ。術語既に一定せば、其内容の示す所の事物も自ら確定し、隨て此事物の範圍も亦一定せざるを得ず。即ち古來教會に行はれし機密は、一面には、

嚮にミステリオン或はテレテーの語を、狹義に於て、適用せし二三機密より多かりしと共に、他の一面には、廣義に於ける此語の示す所より遙かに狹き範圍に屬する者なりしこと——猶ほ正確にいへば、七件數より多からず、又少なからざりしこと、始めて判然するを得たり。是に於て始めて『機密は七なり』との成文は現はれぬ。是れ、實に西教會にては十二世紀、東教會にては十三世紀なりしなり。

一世紀を隔てて、東西教會に七件機密の成文の現はれしとは、ロムバルド説のいふ如く、東教會が之を西教會より藉りしを證する者に非ず。何となれば、彼と此とは、其考證書類の内容と性質とに於て、明かに東西の特異點を印象せるのみならず、猶ほ十三世紀に於ける東教會の歴史上の事情を考ふれば、時正に排拉丁主義の勢力最も盛なりしを以て、若し七件機密の教義を以て、東教會の未だ嘗て知らざりし新説なりとせば、決して何等の非難反動の聲もなく、之を西教會より傳承し得べから

ざりし筈なり。然るに全然静默の間に、既に東教會にも、亦此成文を傳ふる古文書の現はれしを見れば、東西兩教會に於て、古代より絶えず七件機密の實行せられつゝありしこと、是れ疑なき事實と謂はざるべからず。加之、東西兩教會に於て、互に期せずして、自から全然相符合せる七件機密の成文を有せし事實は、會々以て、最も明確に、ロムバルド説の不成立を證する者なり。何となれば、東西兩教會に於て、殆んど同時に、同様な二人の神學者ありて、同一の問題に就て、互に何等の連絡も交渉もなく、全く獨立の研究を爲して、而かも互に符節を合するが如き、同一の結果を生せんとは、豈に奇怪千萬の事と謂はざらんや。況んや此の人才缺乏の時代に於て、ペトル・ロムバルドに比較すべき神學者の東教會に在りしことは、歴史の未だ嘗て知らざる所なるをや。

以上論評せし所を更に一括して考れば、スキート氏が聖公會の二件機密説を正教會の七件機密説と調和折衷せんが爲に示せし定理的及

び歴史の根據は何れも正確なりといふを得ず。畢竟、是れ折衷し得べからざる二の教義を強て折衷せんとせし結果に外ならず。

之を要するに、スキート氏の講演中に横溢せる、兩教會協同一致に於ける熱誠の精神は我等の深く同情し、且歡迎する所なり。然りと雖、余の本書に略述せし所に依りて考るも、兩教會の間には、教義の上に於て、猶ほ單純なる折衷調和を以て除去し得べからざる、大なる相異の存するあり。此相異の溝壑を除きて、兩教會共に信仰の一致を表白せんには、余の確信する所を述べれば、徒らに教義の枝葉に亘りて、折衷調和の策を講せんより、寧ろ信仰の根本を古代教會に求めて、茲に兩教會合同の發足點を定むるを以て、最も健全なる方策と認めざるべからず。

終に臨んで、余が最も敬意を表する英國聖公會の名士、ビルクベック氏の、現今正教會の柱石たり、且我日本正教會の慈母たる、露國教會に關する慈實眞摯なる表白を左に摘譯せん。

『露國教會の神學者等の蘊學、其說教家等の雄辯、其宣教師等の熱誠と成功—是れ世界に於ける他の基督教會のそれに比するも、決して恐るゝを要せざる所なり。其聖物の光輝、其儀式の壯嚴、其聖體禮儀と奉神禮の優美に於て、彼露國教會は全基督教會中、他に己に匹敵する者を知らず。若し夫れ其保持する所の教義に言及せんか、是れ彼が九百有餘年の昔、分れざる全世界の教會より繼承せし儘、未だ嘗て毫釐の變改増補追加をも爲せしことなき者なり』(W. J. Birkkbeck, 'The prospect of Reunion with Eastern Christendom, Lond., 1894, 6')

正教會及聖公會 教義之異同 終

附 錄

一 兩教會用語比較略表 (本書中に出でしもののみを摘録す)

正教會	聖公會
「アツワ」交	「アバ」交
言	道
禪 <small>(「シン」と讀むべし「カミ」と混同せ)</small>	靈
聖禪 <small>(準上)</small>	聖靈
府主教 <small>(ミトロポリト)</small>	總主教 <small>(メトロポリタン)</small>
大主教 <small>(アルヒエписコフ)</small>	アーチビショップ
主教 <small>(エписコフ)</small>	エписコポ <small>(ビショップ)</small>
司祭 <small>(プリステイテル)</small>	プレスブテロ
輔祭 <small>(ヂヤコン)</small>	デヤコノ

公教會

公會(全地方公會と)

奉神禮(又は神事)

神品イエラヒヤ

機密

神品機密

聖體機密

聖體禮儀リトルヤ

傅膏機密

聖祭物(聖體機密の類と葡萄酒)

公會

總會

聖餐(又は禮式)

聖職

サクラメンツ

聖職按手式

聖餐

聖餐式

堅信禮

供物(或は聖賜物)

二 兩教會地名及び人名比較略表(五順)

正教會

聖公會

アムヴロシイ

アフナシイ

アリイ

アリマフエヤ

イアコフ

イイスス

イウスチン

イウデヤ

イエルサリム

イオアン

イオシフ

イサイヤ

ネリネイ

アムヴローズ

アサナシウス

アリウス

アリマタヤ

ヤコブ

イエス

ヂャステン

ユダヤ

エルサレム

ヨハネ(ヨハネ)

ヨセフ

イザヤ

イレニウス

- |          |         |
|----------|---------|
| エウノミイ    | ユイノミウス  |
| エビフアニイ   | エビフアニウス |
| キプリアン    | シプリアン   |
| キリール     | シリル     |
| 金口       | クリソストム  |
| グリゴリイ    | グレゴリ    |
| ダウイド     | ダビデ     |
| パウエル     | パウロ     |
| ハリスティアニン | クリスチャン  |
| ハリストス    | キリスト    |
| フロレンチャ   | フロレンス   |
| ペトル      | ピーター    |
| ワシリイ     | バシル     |

明治四十三年七月一日印刷  
 明治四十三年七月六日發行



著者兼發行者

瀨沼恪三郎

東京市神田區駿河臺北甲賀町十二番地

印刷者

田中市之助

東京市神田區通新石町三番地

發行所

正教神學校

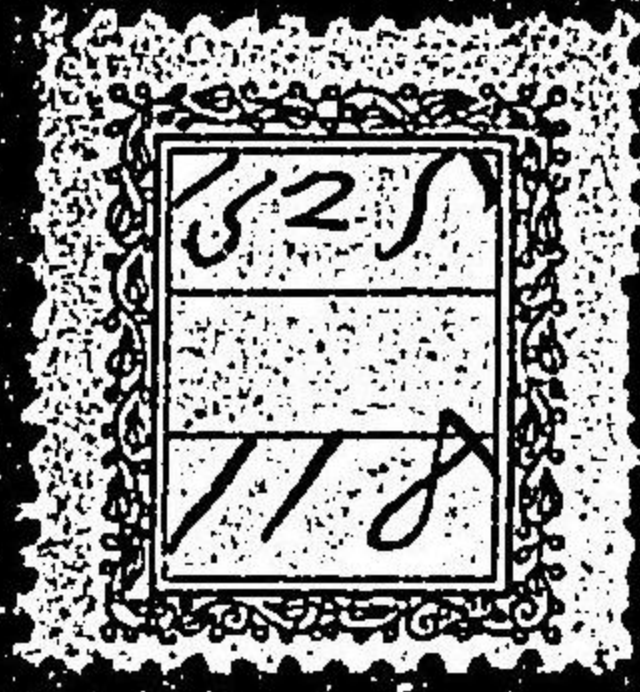
東京市神田區駿河臺北甲賀町十二番地

發賣所

日本正教會事務所

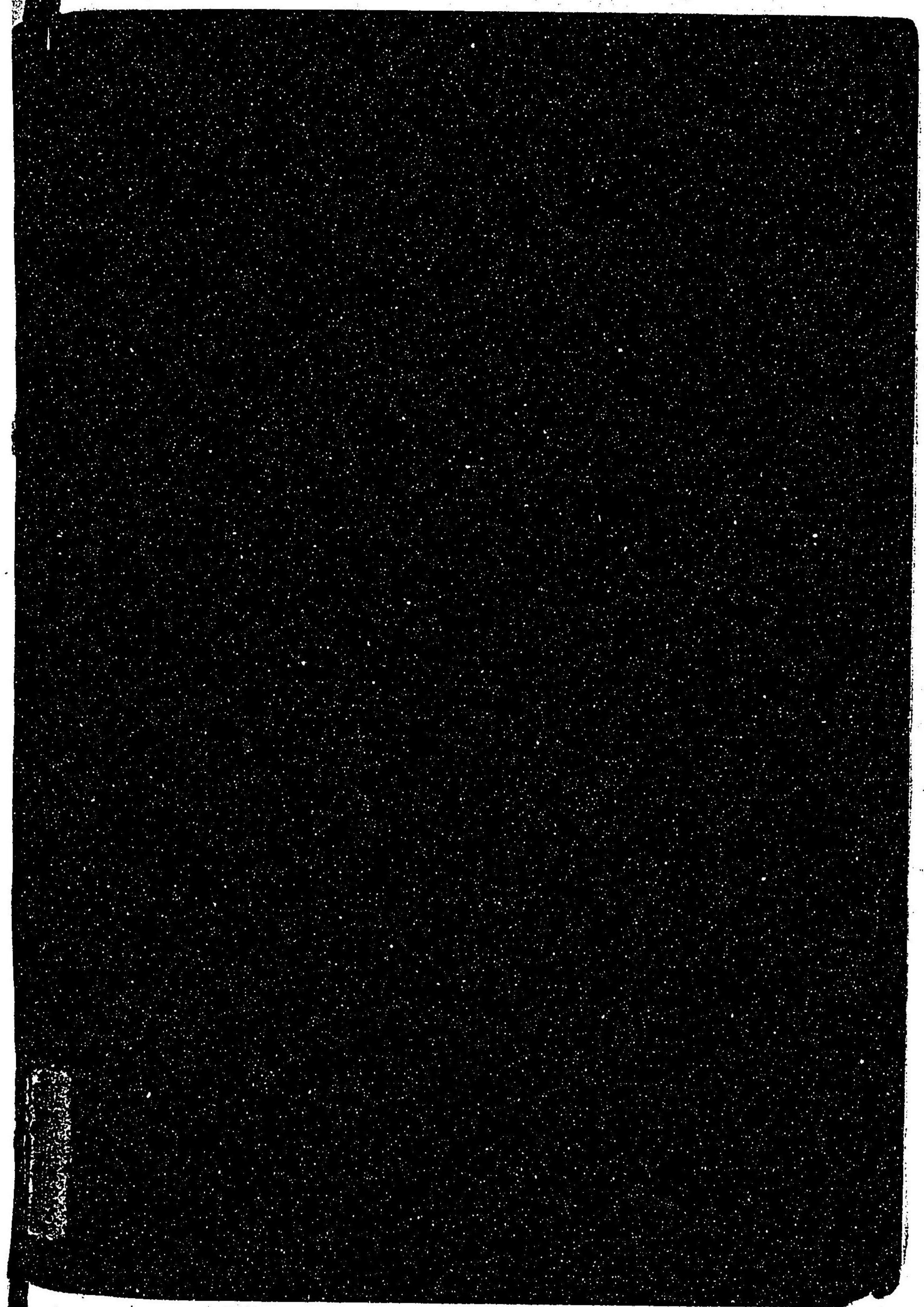
東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地





[Dark, mostly illegible page with faint markings]

[Light, mostly illegible page with faint markings]



020870-000-5

325-118

正教会及聖公会教義之異同

瀬沼 恪三郎 / 著

M43

ABI-0703

